

**青梅市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成30年3月23日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業の申請者の資格について見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例**

青梅市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人である者とする」を「法人である者または病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）にかかる指定の申請を行う場合に限る。）とする」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

青梅市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業の申請者の資格について見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

指定地域密着型サービス事業の申請者の資格について、次のように見直しを行う。（第3条関係）

改正後	現 行
法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者 <u>または病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）にかかる指定の申請を行う場合に限る。）</u> とする。	法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。

3 施行期日

平成30年4月1日

青梅市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第35号）

改正後	現行	備考
<p>(指定地域密着型サービス事業の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、<u>法人である者または病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）にかかる指定の申請を行う場合に限る。）とする。</u></p>	<p>(指定地域密着型サービス事業の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、<u>法人である者とする。</u></p>	
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>		